

知多市民体育館行政財産（建物）有償貸付事業者募集要項

この要項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、自動販売機（飲料）を設置するための場所を貸し付け、自動販売機（飲料）の設置を行う事業者1者を募集するために必要な事項を定める。

1 募集内容

自動販売機（飲料）設置事業者（法人又は個人事業主） 1者

2 申込書の受付日

令和7年11月1日（土）から令和7年11月30日（日）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その翌日以後の最も早い休日でない日）

3 申込書の受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

4 貸付物件の表示

所在地	設置場所	貸付面積	外形寸法	設置台数
知多市緑町 5番地	知多市民体育館 1階談話コーナー	7.02㎡	（自動販売機） 幅5.40m×奥行き1.30m ×高さ2.30m以内	2台以上 3台以内
知多市緑町 5番地	知多市民体育館 1階玄関ホール	1.50㎡	（使用済み容器回収ボックス） 幅3.00m×奥行き0.50m ×高さ1.20m以内	必要数

備考

- 1 詳細は仕様書のとおり。
- 2 貸付面積及び外形寸法には、使用済み容器回収ボックス及び電力等使用量計測用メーター設置面積並びに放熱余地を含む。

5 行政財産の貸付期間

令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで

6 行政財産の貸付料等

一般競争入札による落札決定金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額。）を行政財産の貸付料とする。

また、行政財産の貸付料のほかに光熱水費を別途納めなければならない。

7 選定方法

入札参加資格を有する者で入札を行い、予定価格以上の価格で最高価格の落札者を自動販売機設置事業者として決定する。

なお、入札回数は3回までとし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選とする。

8 入札参加資格等

次に掲げる資格等を全て満たす者は、本入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者（同項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過しない者及び同項各号のいずれかに該当した者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する事実があった後2年を経過しない者を除く。）であること。
- (3) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用となる著しく経営不振の状態でない者であること。
- (5) 飲料その他の物品の自動販売機の設置業務において、自動販売機（飲料）設置に係る行政財産（建物）の貸付けに関する一般競争入札の公告（令和4年知多市公告第108号。以下「一般競争入札の公告」という。）の日（令和7年10月31日）現在で3年以上の実績を有している者であること。
- (6) 一般競争入札の公告の日から過去3年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（以下「独立行政法人」という。）又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」とい

う。)の施設に、自らが管理及び運営する飲料その他の物品の自動販売機を設置した実績がある者であること。

(7) 国税、都道府県税及び市町村税の未納がない者であること。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を経営に事実上参加させ、不正に財産上の利益を得るために使用し、又は金銭若しくは物品その他の財産上の利益を不当に与えていると認められる者でないこと。

(9) 暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、警察当局から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 一般競争入札の公告の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当していない者であること。

ア 法人にあっては、非常勤を含む役員若しくは支配人又は支店、営業所若しくは事務所の代表者、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者又は支店、営業所若しくは事務所の代表者、役員等（以下「役員等」という。）に暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人その他の団体又は個人（以下「法人等」という。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であること

を知らながら、これを利用するなどしている法人等

9 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格申込書（第1号様式）
- (2) 直近の納税証明書（未納がないことの証明書。提出期限前3か月以内のもので、写し可）

法人の場合は法人税、法人都道府県民税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税。個人事業主の場合は、所得税、個人事業税、都道府県民税、市町村民税、消費税及び地方消費税

- (3) 会社の概要書（事業概要等（自動販売機設置事業の実績を含む。）で、自動販売機設置事業の実績は、一般競争入札の公告の日から過去3年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が管理する施設に、自らが管理及び運営する飲料その他の物品の自動販売機を設置した実績を証明する契約書等の写しを提出すること。）

- (4) 証明書類（提出期限前3か月以内のもので、写し可）

法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書。

個人事業主の場合は、個人事業主の身元証明書及び印鑑登録証明書。

- (5) 誓約書（第2号様式）（代理人により入札する場合は、申込者及び代理人の誓約書）
- (6) 委任状（第3号様式）（代理人により入札する場合のみ提出）
- (7) 使用印鑑届（実印以外の印鑑で入札する場合のみ提出）
- (8) 設置を予定する自動販売機（飲料）、使用済み容器回収ボックス等のカタログ（仕様、寸法、消費電力等がわかるもの）

10 提出方法

- (1) 提出先

知多市健康文化部生涯学習スポーツ課（知多市民体育館内）

- (2) 受付日

令和7年11月1日（土）から令和7年11月30日（日）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その翌日以後の最も早い休日でない日））

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(4) 提出方法

持参又は郵送（令和7年11月1日（土）から令和7年11月30日（日）までの期間内必着）に限る。

(5) 提出部数

1部

11 入札日時及び執行場所

(1) 入札日時

令和7年12月18日（木）午後2時

(2) 入札執行場所

知多市市民活動センター 会議室2

12 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、見積りをした契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札は、貸付期間の総価により行う。

13 その他の留意事項

(1) 提出書類の用紙、入札説明書等を、一般競争入札の公告の日と同日程で知多市健康文化部生涯学習スポーツ課（知多市民体育館内）にて配布する（市ホームページからもダウンロード可）。

(2) この要項に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは失格となる。

(3) 申込みに要する費用は、全て申込者の負担とする。

(4) 申込みの際に提出された書類は、原則返却しない。

(5) 入札参加資格審査の結果を郵送で送付する。返信用封筒として、表に申込者の郵便番号、所在地（住所）、氏名等を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（434円）の切手を貼った長形3号サイズの封筒を申込書等と併せて提出すること。

(6) 申込前に必ず自動販売機設置場所の確認を行うこと。

(7) 申込みに当たっては、入札及び契約事務に関する関係法令、規則、本要項、入札

者心得書、一般競争入札の入札説明書等の規定を遵守すること。

14 参考資料

(1) 現在の設置状況

1階談話コーナー 3台

(2) 売上本数（現設置業者の申告によるもの）

ア 令和5年4月から令和6年3月まで

24,931本（3台分）

イ 令和6年4月から令和7年3月まで

25,763本（3台分）

15 問い合わせ先

〒478-0047

知多市緑町5番地

知多市健康文化部生涯学習スポーツ課（知多市民体育館内）

電話番号 0562-33-3362（直通）

FAX番号 0562-87-1222

メールアドレス sports@city.chita.lg.jp

第1号様式

一般競争入札参加資格申込書

令和 年 月 日

知多市長様

申込者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

代理人 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

令和7年12月18日執行の知多市民体育館における自動販売機（飲料）設置を目的とする行政財産（建物）の貸付けに係る一般競争入札に参加したいので、次のとおり関係書類を添えて入札参加を申し込みます。

1 添付書類

- (1) 直近の納税証明書
- (2) 会社の概要書（自動販売機設置事業の実績を含む。）
- (3) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又は個人事業主の身元証明書
- (4) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書
- (5) 誓約書
- (6) 委任状（代理人により入札する場合のみ。）
- (7) 使用印鑑届（実印以外の印鑑で入札する場合のみ。）
- (8) 設置を予定する自動販売機（飲料）、使用済み容器回収ボックス等のカタログ

2 入札保証金納付の免除の希望の有無

有 ・ 無 （有の場合の理由）

誓 約 書

令和 年 月 日

知 多 市 長 様

申込者 住所又は所在地
商号又は名称 印
代表者職氏名

代理人 住所又は所在地
商号又は名称 印
代表者職氏名

令和7年10月31日付けで公告のありました、令和7年12月18日執行の飲料の自動販売機設置を目的とした市有財産（建物）貸付けに係る一般競争入札における下記事項について、誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 知多市が実施する飲料その他の物品の自動販売機設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年知多市告示第141号）に定める資格をすべて満たしており、当該告示を遵守します。
- 2 飲料の自動販売機設置を目的とする市有財産（建物）の貸付けに係る公告（令和7年知多市公告第90号）に定める資格をすべて満たしており、当該公告を遵守します。
- 3 その他入札及び契約事務に関する関係法令及び貴市の規則、要綱、入札者心得

書、契約約款及入札説明書等を遵守します。

第3号様式

委 任 状

代理人 住所
氏名

私は、上記の者を代理人と定め、令和7年10月31日付けで公告のありました、令和7年12月18日執行の飲料の自動販売機設置を目的とした市有財産（建物）貸付けに係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

知 多 市 長 様

委任者	住所又は所在地	
	商号又は名称	印
	代表者職氏名	
	電話番号	